

○武器等製造法の解釈について(照会)

〔昭和四十年十月二十八日 装調第三一五号〕
〔通商産業省重工業局長あて 防衛庁装備局長〕

海上自衛隊が装備している完成機雷の調達に当つては、武器等製造法の規定による製造許可を受けた業者より購入してきたところである。

最近、機雷操作の訓練ひん度の増加に伴いその構成品の製造(改造又は修理を含む。以下同じ)の必要が生じて来たが、これら構成品の製造契約に当たり武器等製造法の規定による機雷の本体の外かく、機械信管及び電気信管の製造許可を有する業者と契約し、製造を委託すべきと判断されるが貴意を得たく照会する。

なお、現在製造を必要とする対象構成品は次のとおりである。

本体の外かくの 機雷罐体

係維器

深度鍾

浮標

分離器等

信管の、 触角、水中線

時限装置

伸張器

火薬類の、

受磁線輪

受波装置

航過計数器

感度調節器

主継電器

発火装置

誘導装置等

雷管

伝爆薬

爆薬

武器等製造法の解釈について（回答）

〔昭和四十年十一月二十五日 四十重局第二一九〇号〕
防衛庁装備局長あて 通商産業省重工業局長

昭和四十年十月二十八日付け装調第三一五号をもつて照会のありました上記の件については貴意のとおり解釈することが適当であると考えます。

なお、武器等製造法においては、同法第二条第一項第六号の政令で定める部品に該当しないものについてはその製造を規制していませんが、これらの部品を同法または同法施行令で定める武器または部品に組み込んで完成品とすることは事業許可および製造許可の対象としており、許可を有しない事業者は部品の組み込みを行なうことはできないことになっているので念のため申し添えます。